

第 15 号

令和3年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 事業収益	994,246千円	△1,568千円	992,678千円
第2項 営業外収益	332,432千円	△1,568千円	330,864千円
	支	出	
第1款 事業費	1,154,544千円	6,032千円	1,160,576千円
第1項 営業費用	1,098,120千円	6,032千円	1,104,152千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「133,281千円」を「146,198千円」に、「14,870千円」を「15,877千円」に、「118,411千円」を「130,321千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	672,405千円	△8,670千円	663,735千円
第4項 補助金	129,154千円	△8,670千円	120,484千円
	支	出	
第1款 資本的支出	805,686千円	4,247千円	809,933千円
第1項 建設改良費	167,458千円	3,747千円	171,205千円
第2項 企業債償還金	322,487千円	500千円	322,987千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	73,471千円	1,832千円	75,303千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和4年度	千円 4
企業局所有施設等管理業務	令和4年度 ～令和6年度	11,162
	年次別内訳	
	令和4年度	8,177
	令和5年度	1,876
	令和6年度	1,109

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫